

令和4年度農泊ビジネス起業実践研修募集要項

1 趣 旨

農家民宿や農家レストランなどの農泊ビジネスの起業による秋田県への移住・定住を具体的に支援するための研修として、起業プランの作成や起業・経営に係る知識習得及び農泊ビジネス実践者の下での実務体験等を実施します。

2 主 催 秋田県

3 運営者 NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会

4 研修内容及び実施日

次に記載するとおりとします。

・農泊ビジネス起業実践研修

起業プランの作成や営業許可等の座学、経営者とのネットワーク構築等を図るほか、実践者の下での実務体験等を行います。

①農家民宿コース

実施日：令和4年11月11日（金）～13日（日）【2泊3日】

②農家レストランコース

実施日：令和4年11月4日（金）～6日（日）【2泊3日】

上記①及び②から1つを選択して受講することとします。

なお、上記①及び②の共通のリモート講義を10月23日（日）に行います。

5 募集定員

募集定員は各コース5名とします。

6 応募条件

次の条件を全て満たす者

- (1) 秋田県内での農家民宿または農家レストランの起業を検討している者
- (2) 18歳以上でかつ概ね65歳以下の者
- (3) 県外在住者もしくは秋田に移住後概ね5年以内の者
- (4) 研修期間中全行程に参加できる者
- (5) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でないこと、これらと密接な関係を有していない者

- (6) 観光等旅行目的でない者
- (7) 研修終了後、県が行う研修後の動向調査等の協力に同意する者

7 応募資格等の確認

応募資格や起業意欲を確認するため、聞き取りを行う場合があります。

8 研修に係る費用等

(1) 研修費

講義料・体験料・宿泊費・食事代(飲料代は除く)のことをいい、研修期間中のこれらの経費は主催者で負担します。

ただし、リモート講義を受講するためのパソコン等の機器は各自で準備するとともに、事前に使用機器へのZoomアプリのインストールを行ってください。また、インターネット回線等の通信費は各自で負担してください。

(2) 交通費

交通費については次とおりとする。

- ・ 集合場所までの往復の交通費として3万円を上限に助成し、研修後に支払います。
- ・ 県内在住者で私用車を使用した場合は、1km当たり37円を助成します。
- ・ ただし、次の①及び②を満たさないと主催者が判断した場合払われな
ないことがあります。
 - ① 研修に正当に参加し、全課程を修了すること。(研修期間中に指示
する起業プラン計画書等の提出を含む)
 - ② 研修地－居住地間の移動方法・金額を書類等で確認できること。

9 募集期限

申し込みは、以下の期限までの受付とします。

申込期限：令和4年 9月30日(金) 17:00 . . . 一次募集

令和4年 10月14日(金) 17:00 . . . 二次募集

※一次募集で定員に達した場合、二次募集は行いません。募集状況は特設ホームページ(URL：https://www.akita-gt.org/experience/welcome-akita_2022)にてお知らせします。

10 申込方法

- (1) 次に記載する方法のいずれかによりお申し込みください
 - ・必要事項を記入した申込用紙を、郵送、FAX、E-mail のいずれかで送付
 - ・特設ホームページ（URL：https://www.akita-gt.org/experience/welcome-akita_2022）にある応募フォームに必要事項を入力
- (2) 申込時に記入いただいた個人情報 は本研修事業の実施にのみ使用し、保有の必要がなくなり次第、確実に速やかに消去します。

11 選考方法

必要に応じて聞き取りを行ったうえで、申込用紙や応募フォームへの記入内容による選考を行い、秋田県農林水産部長が決定します。

12 選考結果の通知

- (1) 選考結果は、申込時に記入いただいたメールアドレスに、研修開始日の7日前までに電子メールにて通知します。事前に「@akita-gt.org」からの電子メールが受信できるよう設定願います。メールアドレスの記入が無い場合は、記入いただいた住所への郵送にて通知します。なお、上記期限に間に合わない場合は、事前に電話で連絡します。
- (2) 選考結果を通知する際に、研修の詳細スケジュール表を同封します。

13 研修の辞退

やむを得ず研修を辞退したい場合は、研修開始日の5日前までに、申し込み先まで、電話、FAX、E-mail のいずれかの方法で連絡してください。

なお、連絡のないまま、研修を欠席した場合は、研修に係る費用(キャンセル料含む)を請求する場合があります。

14 研修の中止

(1) 研修開始前の中止

悪天候等を理由に事前に研修の中止を決定した場合は、研修生に理由を説明し、研修開始日の2日前までに電話で連絡いたします。

なお、中止連絡の前に研修地への移動を開始していた場合、又は、中止連絡に回答せず、当日研修地に集合した場合、その交通費は補助対象外となりますのでご了承ください。

(2) 研修実施中の中止

悪天候等を理由に研修を急遽中止する場合は、研修生に理由を説明し、研修を中止する場合があります。

なお、この場合の研修に係る費用は、全額運営者が負担します。ただし、往復チケットを購入していた等の理由で、研修期間以降、秋田県内に宿泊が必要となった場合の費用等は、運営者は一切責任を負いません。

15 研修の拒否

研修生が本要項6の応募条件を満たしていないことが判明した場合、又は研修生が運営者や他の研修生等に迷惑を及ぼし、円滑な実施を妨げたと運営者が判断した場合、研修生に対して研修参加を拒否し、研修に係る費用（キャンセル料を含む）を請求する場合があります。

16 新型コロナウイルス感染症に係る留意事項

新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言や県内における感染拡大等を理由に、研修の延期、中止をする場合があります。

また、受講者の決定前、決定後に関わらず、居住地域の感染状況等を考慮し、参加をお断りさせていただく場合があります。

17 その他留意事項

- (1) この研修は本要項のほか、NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会の研修・体験イベント実施約款により実施しますので、こちらもお申込み前に必ずお読みください。
- (2) 研修期間中に撮影した写真や動画及びアンケート結果等は、広報等に活用することを予定しておりますので、あらかじめご了承ください。

18 申し込み先

NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会
〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切24-2 遊学舎内
TEL・FAX018-829-5895

E-mail: info@akita-gt.org

受付時間：月～金 午前9時30分～午後5時

附 則 本要項は令和4年8月26日から施行する。